

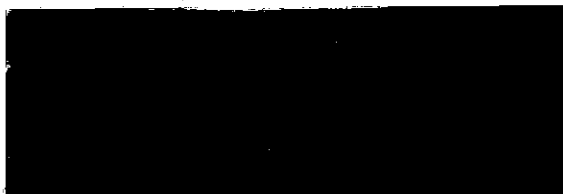
住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 1 項の規定により、下記の者について住民票を職権消除したので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 27 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

- 1 職権消除年月日 令和 7 年 2 月 20 日
- 2 対象者
住 所
氏 名
生年月日



備考

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東かがわ市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 箇月以内に東かがわ市を被告として（東かがわ市長が被告の代表者となります。）提起することができます。（その裁決の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。）ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。